水道特別會計

　水道特別會計は九月まで追加更正なく當初予算のまま一一、〇四五、〇〇〇圓であります。
　予算執行の狀況は別表第三号表の通りでありまして、才入二四、四〇％、才出二四、七八％で一應低率を示していますが、これは予算の約五〇％を占める佐潟方面えの延長計画が、市債を財源としている関係で、政府の市債承認がまだ決定せず從つて工事にも着手していないからであり、この關係を調整すれば約五〇％の執行率となつて順調であります。
　只才出が僅かではあるが才入を上廻つており一般會計で立替えているのでありますが、これは約三四万の工事費（水源地据付モーター購入並電氣關係工事費）が前半期に行われたためであつて、遠からず解消する見込であります。

（第3号表）　昭和29年度上期（9月末現在）　水道特別会計予算並に執行状況

費目	当初予算	予算執行額	對予算執行割合	予算殘額
才入				
公營企業及財産收入	495·000	513·068	103·65%	△ 18·068
使用料及手數料	4·549·330	2·170·594	47·71	2·378·736
繰入金	10·000·000	0	0	1·000·000
雜收入	670	11·209	1672·99	△ 10·539
市債	5·000·000	0	0	5·000·000
計	11·045·000	2·694·871	24·40	8·350·129
才出				
水道費	3·487·391	1·430·887	41·03	2·056·504
內譯　事務所費	1 377·251	384·840	27·94	992.411
內譯　事業費	2·110·140	1·046·047	49·57	1.064.093
工事費	5·364·339	339·994	6·34	5.024.345
公債費	2·092·500	965·975	46·16	1.126.525
諸支出金	770	0	0	770
予備費	100·000	0	0	100.000
計	11·045·000	2·736·856	24·78	8.308.144

市有財產、市債　一時借入金

　市有財產、市債は去年六月二十日公表したものと殆ど變更ありませんので今回は省略します。
　市債は償還期限が年二回となつていまして九月に一部償還して、現在は元金五二一、三八〇、五五四圓、利子二五、八〇七、三三五圓、合計七八、七八七、八八九圓であります。
　市有財産はさきに發表いたしましたものの外、潟に鐵筋アパート十二戸（一五八坪）が八月七日完成し、家賃月二〇〇〇圓で全部入居しています。
　一時借入金は八月二十日つなぎ資金として簡易保險局から二〇〇万圓（日歩一錢八厘）借入れています。十一月二十日が償還期日となつていますが資金繰の都合で引續き借用の予定であります。

むすび

　以上二十九年度前半期の財政事情を概略說明しました。
　從來赤字をもたず、健全財政をほこつた当市財政もさきに述べました樣に赤字の公算が充分であります。當市の樣に經濟基盤が淺い團体で一千万程度にも上る赤字は相當の苦痛であります。地方團体の赤字財政を政府の責任であるとする批判が行われていますし、又當市としてもそれに共感をもつものでありますが、責任の一部は政府にあるとしてもこれを受ける不利益はすべて地方團体が負うのであります。
　政府施策の改善に期待する一方、地方團体としても責の一部を負うべきと思いますので當市としても更に自肅し、財源の有効運用と冗費の節約に一段の努力をつくしたいと思いますので、市民各位の一層の御協力をお願いする次第であります。

11月23日は市民体育祭

皆んなこぞつて參加しましよう！

主催　阿久根市、市教育委員會、市体育協會
後援　南日本新聞社阿久根支局

晴れ渡る秋空高く田鶴群れて
　阿久根の榮え祈る今日かも

　と口づさみたいようなよいお天氣つゞきでございます。
　市民の皆樣、度重なる災害を克服されてお健に收穫に冬作の準備、又それ〴〵のお家業に御精勵のことかとお察し致します。お互に人生の幸福は第一健康ではないでしようか、市民の健康を保持し体育向上をめざしての第二回市民体育祭を左記により實施致します。
　時恰も農繁期にいかゞとも考えられますが、勤勞感謝の日でもありますので、奮つて御參加願います。

場所　阿久根高校
開會　午前九時より

陸上競技

1. 出場參加チーム
体協各團体、青年團
婦人會、消防團
小學校、中學校
官公署、一般チーム

2. 競技種目

◎青年男子（校區對抗）
百米、二百米、四百米、八百米、千五百米、五千米、高跳、巾跳、三段跳
八百米リレー

◎青年女子（校區對抗）
百米二百米、高跳巾跳、四百米リレー

◎体協各團体
對抗四百米リレー

◎婦人會
マスゲーム

◎消防團
校區對抗　四百米リレー

◎一般チーム
校區對抗年齢別
四百米リレー
25―30才、31―35才
36―40才、41才以上
各百米宛
一般男子
26―30才台二百米
砲丸投30才以上
高校對抗
男子八百米
女子百米

◎小學校
五・六年オープンリレー

◎中學校
千二百米リレー
（一チーム男3、女3各學年）

◎官公署
對抗四百米リレー

剣道

出場參加チーム
職域（四チーム）
警察、市役所、官公署、一般、高校、農校
各組五名宛
試合方法
各チームのリーグ戰
切拔戰

柔道

出場參加チーム
官公署、學校、會社
公共團体、商店
試合方法
点取法のトーナメント戰とする
講道館柔道審判規定に準じて行う

相撲

出場參加チーム
小學校、中學校、
高等學校
試合方法
小学校二年以上各学年二名宛一〇名
中、高校は一、二年三名、三年四名、
計一〇名宛

庭球

出場參加チーム
各中学校、高校、一般
試合方法
中學校男女は個人戰
高校、一般男女は
紅白對抗とする

卓球

（場所は中央公民館）
出場參加チーム
市役所、郵便局
療養所、学校
試合方法
團体戰はチームのリーグ戰とす、個人戰

弓道

（場所は警察署内）
出場參加チーム
弓道會員、一般
三笠より參加する
試合方法
試射、禮射、競射
五名一組とする

野球

場所　阿久根中学校
日時　20日は午后二時より、21日は午前九時より
出場參加チーム
市役所、驛、大丸、町、上野各チーム
試合方法
軟式Aボール使用
20日に一回戰を行ふ
21日優勝戰（トーナメント）とする
各チームに学生二名以内を入れて行う
開會式には全參加團体は必ず出場して下さい

選擧の知識（四）

市選擧管理委員会

選擧の期日

　選擧を行うについてはいろいろと原因があり、それによつて一應の呼び方があつて選擧の期日もそれぞれの原因により異つて參ります。

一般選擧の期日

①任期滿了による選擧
　衆參議院議員、知事縣議、市町村長、市町村議員及び教育委員の任期滿了による場合で、何れも任期が終る日以前三十日以內に行わなければならないとされており、任期の計算は大体選擧の日から算定されるので、例えば前回の市長選擧施行日は昭和26年4月23日であつたからその日から起算して滿四年目（任期）の昭和30年4月22日（前回の選擧日の前日）までには選擧を行わなければならないこととなります。衆議院議員參議院地方選出議員及び知事、縣議、縣教委については、縣選擧管理委員會が、市町村長、市町村議及び市町村教委については、市町村の選擧管理委員會が選擧の期日を定めます。

②議會解散による選擧
　解散による一般選擧は何れも解散の日から四十日以內に行うこととされており、この選擧の期日についてもそれ〴〵の選擧管理委員會が定めます。

補欠選擧の期日

　議員に欠員を生じた場合に行う選擧で、衆參議院議員については、選擧しなければならない事由が生じた日から四十日以內、縣市町村議員等については五十日以內に行わなければならないとされています。

再選擧の期日

　選擧の結果當選人に不足を生じたとき、又は當選人がないときに行う選擧で、選擧の期日については補欠選擧と同じであります。

選擧期日の告示

　選擧管理委員會において選擧の期日が決定すれば、選擧民に對して告示をする、候補者はこの告示の日から立候補の屆出ができ、同時に選擧運動も出來ることになるのでありますが、この告示の期間がそれぞれ違つており、從つて選擧運動の期間も長短があるわけで、勿論告示前の運動については禁止されているのであります。
　一般選擧の告示は、衆議院議員にあつては選擧の日より二十五日前に、參議院議員は三十日前、知事及び縣教育委員は二十五日、縣議は二十日、市長、市議及び市教育委員は十五日町村長、町村議及び町村教育委員にづいては十日前に行わなければならないのであります。
　補欠選擧又は再選擧についても右と同樣であります。

（つゞく）

昭和二十九年産米
政府買入価格決る

基本価格（裸価格）

玄米（正味六〇キロ）	
一等	三、七六八圓
二等	三、七二三圓
三等	三、六四八圓
四等	三、五七三圓
五等	三、三八八圓

精米（正味六〇キロ）	
一等	三、九三四圓
二等	三、八一四圓

もみ（正味三七、五キロ）	
一等	一、七五五圓
二等	一、七〇〇圓

もち米特別加算額

十二月二十日まで政府に賣渡されたものについては次の金額を加算されます。

玄米（正味六〇キロ）	四五〇圓
精米（正味六〇キロ）	四八〇圓
もみ（正味三七、五瓩）	二二〇圓

容器価格

區分	新	古
叺	八〇圓	五〇圓
二重俵	九〇圓	五〇圓
複式俵	七〇圓	四〇圓
一重俵	四五圓	三〇圓

超過供出奨励金

玄米（正味六〇キロにつき）	五一二圓
精米（正味六〇キロにつき）	五四四圓
もみ（正味三七、五キロにつき）	二四五圓七六錢

但し供出割當を受けない農家が供出した場合その總量につき適用される。

火災予防運動週間

11月26日から12月2日まで

火事！　火事！　火事!!

　火災シーズンといわれる季節に入り、全國一齊に秋の火災予防運動が實施されます。
　市民の皆樣の自主的火災予防の普及昂揚を圖り、市内から火災の絶滅を期するために市消防團では期間中、
一、消防訓練
二、カマド檢査
三、防火宣傳
四、消防施設機材の点檢整備
等を行います。

　皆さん、之から絶對に火事を出さぬ樣、次の事柄に注意し必ず實行して下さい

1. 子供の火弄びは絶對やめませう
2. 火鉢、いろり、かまど、コンロこたつ、火消つぼ等の後始末は確實に!!
3. 取灰の處置は確實に
4. その他火氣の取扱いは嚴重に
5. 林野の火入は必ず屆出ましよう

　昨年中に於ける本縣の火災發生件數は三六二件で損害額は三億二千万圓、全國の災害は發生件數一一五、六七七件、損害額二三四億圓それによつて四九九人の尊い命が失われております。
　本市でも今年になつてから發生件數七、損害額一、二〇〇万圓に達し、前年より著しく増加しており、殊に上野の大火は火事の恐しさをあらわしたものと云えましよう。
　火災は、場所なし、時なし、豫告なし、と云われる樣に豫見し難いものでありますが、天災ではないので決して未然に防止出來得ないものでなく、その原因の殆どが私どものちよつとした不注意と、油斷とによるものであり本縣の場合、弄火が一番多く、次にかまどの火、三番目が煙突、四が取灰、五はたばこの火、の順になつており、御互一人一人が注意すれば容易に防止できる性質のものでありますので市民の皆樣の認識、理解と特段の御協力をお願い致します。

煙草代百十五分の十は市の收入＝よそ出の時も必ず用意して出ませう！

發行所
阿久根市役所
(TEL)24・140・237
編輯
調査課

阿久根市選舉管理委員會告示第十四号

公職選舉法第二十二條の規定により昭和二十九年九月十五日現在調製の基本選舉人名簿及び北薩海區漁業調整委員會委員選舉人名簿の縦覧の場所並びに期間は次のとおりとする。

昭和二十九年十一月二日

阿久根市選舉管理委員會委員長　福崎泰藏

一、縦覧の場所　阿久根市役所
二、縦覧の期間　昭和二十九年十一月五日から十五日間

選挙の知識（三）

念のため是非みて下さい

基本選舉人名簿

頭書告示の通り基本名簿を5日から19日まで、市役所で縦覧に供しますが、今回は特に身近かな選舉即ち市長、市議、知事、縣議の改選期を控えている關係上、平年に較べてその意義は格別深いものがあります。

實質的には選舉權を有していても選舉人名簿に登載されていなければ投票資格を得ることが出來ないことは、數次に亘つて説明申上げた通りでありますのでこの期間中に「自分は名簿に登載されているか!!　誤載されていないか!!」をよく確めて若し脱漏誤載があれば直ちに修正を申立てて下さい。　尚次に説明する補充名簿でも補正の機會はあるもの丶、脱漏誤載はこの機會でなければ確認出來ない譯であります。

補充選擧人名簿

前号に述べた基本選擧人名簿の外に補充選擧人名簿があります。現實に選擧を行ふ場合、既存の選擧人名簿に登録されていないもので選擧權を有し且つ補充選擧人名簿調製の期日現在により、その期日まで引續き三ヵ月以上、同一市町村の區域内に住所を有する者があるときは、これらの者の申請に基いて補充選擧人名簿を調製するのであります。

この名簿調製の期日はそれ〴〵の選擧により定めるもので、これに登録されるべき者の選擧權の要件は調製の期日により調査されるのであります。既存の選擧人名簿に登録されていないもので選擧權を有するとは

一、基本選擧人名簿の調製期日において既に選擧權を有していたが住所要件が充たないために、名簿に登録されなかつた者。

二、基本選擧人名簿の調製期日までには選擧權がなかつたがその後選擧權が生れた者

三、基本選擧人名簿に脱漏した者。

等であります。

補充選挙人名簿はあくまで申請主義

この名簿は新たに選擧權を有するに至つた者及び基本名簿の申請に脱漏された者等の申請によつてのみ調製するもので、選管委で住民票或いは配給台帳等により調査し職權登録をすればこの名簿の無効原因ともなるので選擧人としても選擧が行われる際は特に本名簿にも關心をもつて下さい。

尚この名簿も一定の縦覧期間及び異議申立期間を經て確定するものであります。

選擧の都度補充名簿も調製し基本名簿と併せて一應理論的には有權者の登録もれと云ふことがないことになるわけでありますが、現實においては選擧當日になつて登録もれの方が數多くあるのであります。一應制度上は確立されてはいるもの丶運用については尚欠陥があるものと思われるのですが、その是非はさて置き選擧人名簿に登録されることが貴重な選擧權行使の要件でありますので、大いにこの制度を活用して一人の登録洩れもないよう御互に努力せねばならないと思います。

市選擧管理委員會

市税のこよみ

11月

今月は定期の市税はありません

まだ税金の濟んでいない方はこの月に是非完納して下さい。

町村合併について

10月31日　緊急議員協議會

木佐木野は、住民のため周辺併合で飛地解消へ

人口八千人以下の町村は統合して强力な地方自治体をつくり、以て自治行政を簡素合理化し、併せて住民の福祉を增進せんとする町村合併促進運動が法に基き全國に展開され、本縣では人口一万二千人以上のみの町村をつくることを目標に、活潑な合併、編入が推進されつ丶あるが、隣接三笠町も人口九千二百余人の爲この對象となり、本市への合併を縣當局並びに縣の合併促進審議會からの勸めを受け、また本市にも三笠町の編入合併を策定し、期限付きではないが市の意見回答を求められ兩者とも近くそれぞれの市民、町民の意向を聽き意志表示をせねばならない事態に立ち至つている。

そこで三笠町は10月25日町議會で特別委員會を構成し、本市と「合同協議會を催したい」と申入れがあつたので之に對處するため牧内議長は31日緊急議員協議會を開いたが、會は市長、議長總務課長の經過説明の後各議員から活潑な意見質問があり、次のように決めた。

合併の賛否は何れ市民に問うことになるもの丶、兩地域住民の福祉並びに後年に悔を殘さぬよう充分な調査研究を遂げる必要があり各常任委員長と正副議長、並びに執行部を交えて特別委員會を構成し之にあたることに決め、三笠町との合同協議會にも臨む事にした。

この縣合併計画案は「飛地木佐木野部落を野田村に編入する」ことにもなつているのでこれも併せて審議されたが、該地住民は絶對反對の意向であり、本市としてはむしろ木佐木野周邊地帯の阿久根市への吸收、更に野田村、江内村、三笠町の合併を希望する空氣が强かつた。

從つて特別委員會は三笠町編入合併の可否、木佐木野住民の擁護、全周邊の吸收併合を主体として研究し、更に野田村、江内村、三笠町、本市四者の合併も併せて研究調査することにした。（傍聽記）

農繁期防犯活動强化期間

11月30日まで

戸締りを厳重に！

こうして防ごう!!

農繁期の犯罪

阿久根警察署

稲刈、甘藷の穫入、麦蒔と多忙な農繁期に入り、猫の手もかりたいほど忙しい時期で、朝早くから星がみえるまで、一日中家を留守にすることも多く、毎日の激しい勞働にいつとはなく心に隙ができ、不用意になり勝ちでこの間隙をねらつて毎年のように、農繁期特異の犯罪が發生しています。

警察ではこの犯罪を未然に防ぐために、十月十日から十一月三十日まで、農繁期の防犯活動强化運動を、實施していますが、署員一人当り一、五〇〇人を受持つことになり、限られた人員では到底充分なる効果をあげることは不可能でありますので、市民の皆様の御協力と、積極的な防犯意慾とを以て必ず次のことを實行して下さい。

皆さん、これ丈は是非守りましょう

①外出する時は留守番をおくか、隣近所に頼んで出るように。

②現金その他貴重品は人目のつかぬ處で扱い又始末するように。

③家を留守にする時は乳幼児保護には充分氣をつけること。

④小學校兒童（特に女の子）の通學時又は遊びの際は必ず二、三人の友達と一諸にし、「鏡子ちゃん」事件などの様な事の起きない様に。

⑤外出する時、夜寢る時は戸締りを充分にし火の元に注意すること。

⑥自轉車の盗難には特に注意すること。

⑦不審者を發見した時又は押賣りなどがあつたら警察署又は駐在所に連絡する。

⑧不幸にして盗難にあわれた場合は、現場はそのまゝにしてすぐ御届け下さい。

福祉だより

恩給について

昨年四月、恩給法の全面的改正により、遺族年金は公務扶助料に切換えられ補償額も増額されるようになつた事は誠に喜ばしいことでありますが、次々の改訂で支拂いされる補償の内容も、いろ〳〵こみ入つてきて、一部の方には疑念の点や判明しかねる事柄等も生じているやに見受けられますので、次にその内容を取纏めて皆様の參考に資したいと思います。

一、戰傷病者戰没者遺族等援護法による

遺族年金と弔慰金

1. 遺族年金

舊軍人軍屬の戰死、戰病死者の遺族の中、父母は滿六〇才以上、子供は滿十八才未滿の年齢制限により、年二回3月11日、9月11日以降に指定郵便局で支給されていましたが恩給法の改正により、舊軍人の遺族については公務扶助料に切換えられたので、扶助料の裁定通知がくるまでの間この年金により支給されます。從つて扶助料の裁定通知がきたら再々通知しました通り、年金證書は返還しなければなりません。

軍屬の遺族の方については引續きこの遺族年金が支給されます。

2. 弔慰金

昭和27年4月以降、遺族國庫債券として支給されたもので、恩給法の改正に關係なく殘額の受給が終る迄（向う八ヵ年間）毎年一回9月31日以後に指定郵便局で支拂いされます本年度分のすんでいない方は早く受領して下さい。

二、遺族年金は恩給に

恩給改正により昨年四月から遺族年金は公務扶助料として恩給に切換えられ、元軍人で生存者に對しては普通恩給、一時恩給が支給される様になつた事は周知の通りであります

1. 公務扶助料

遺族年金とちがい父母に年齢制限がなく、子供が滿二十才になるまで受給でき又祖父母にも受給權があります尚遺族年金よりも戸籍條件が複雜で一年金を受給されたから扶助料の受給權もあると云う事が成立しない場合もありますので誤解のない様に。支給日は年四回で一月、四月、七月、十月の各16日より指定郵便局で支拂いされます。

イ　受給權者が死亡しても受給されている場合があります。

例えば戰没者の遺族が父母の場合、父も母も昭和28年3月末までに死亡したときは同年4月より適用されたので扶助料の受給權は勿論ないわけですが、父は昭和28年3月に死亡し、母は同年8月に死亡した場合は母は同年4月から8月迄の五ヵ月分を受給する權利がありますから規定された相續人が受給出來る様になつています。

ロ　昨年4月以降遺族年金を受給された方は受領額丈を裁定扶助料額から差引かれます。

昨年4月迄に父母が滿六〇才に達せず遺族年金を受給されていない方は扶助料裁定額の全額を受領出來ますが、同年4月以後扶助料裁定通知までに年金を受領された方々は、その受領額丈は扶助料額面より差引支給されます從つて裁定後第一回目の支給額は額面が同じでもちがう場合があるわけです。

2. 普通恩給

元軍人生存者に支給される様になつたもので大方の人は受給されておいでの事と思います、只滿四十五才未滿の方々は履歴申立書を提出された丈ですので之に請求書を添え手續きをしなければなりません、請求書用紙が今月中に皆さんの手元に直接送付される事と思いますのでその時は御連絡下さい。

尚受給權者が死亡された場合はその妻又は子供が普通扶助料として受給出來ますので該当される方は至急手續きをして下さい。

※傷病恩給、一時恩給については省略す。

漁船には必ず

法定書類

を備え付けませう

最近漁船が運航又は操業するとき、漁船登錄票及び漁業許可書等を船内に備えつけていない例が多く、漁業の保護取締に大きな支障をきたしているので、今後法定書類を備えつけていないものに對しては嚴重處分の方針である旨、鹿兒島海上保安部長より嚴達がありましたので漁船所有者は違反のないよう御注意下さい。

配給のお知らせ!!

一、配給店を變更したい方について

毎年五月と十一月の二回だけ配給店に對する登錄變更が認められてありますので、希望の方は次の日時に印鑑と食糧通帳を持參し市配給係に届けで丶下さい

市内全域（大川除く）　十一月十三日より十五日まで
大川出張所管内　十一月十二日

尚右の期間中やむをえない事情のため、届出ができなかつた人は十一月末日まで受理致します。

二、十一月分配給割合

内地米　十日分
外米　五日分

三、生産世帯用食糧通帳の回收について

生産世帯で轉落され、食糧通帳の支給を受けておられた方で、まだ返納されていない方は早目に配給所に納めて下さい。

煙草代百十五分の十は市の收入＝よそ出の時も必ず用意して出ませう！

来る1月23日は市民体育祭、種目は陸上、剣道、柔道、野球、庭球、卓球、弓道、場所―野球（阿中校）、弓道（警察署）

漁港使用料きまる

阿久根港は第二種漁港（地元漁業を主とするものは第一種漁港、それよりも廣い地方的なものは第二種漁港、全國的なものは第三種漁港）として農林大臣の指定を受け、なお港の維持管理に当る責任者、いわゆる漁港管理者には縣が指定されているが、港を維持管理するための費用は管理者が負担することになつており、管理者はこの費用に充当するために、漁港法にもとづいて、港の利用者から利用料、使用料、占用料を徴收することが出來るので、今回知事は徴收條例に則り左記の通り漁港使用料を定め、縣が管理する漁港を利用するものより使用料を徴收することになりました。この徴收事務は鹿兒島縣規則第八四号第一條の規定により漁港所在地の市町村長に委任されており、阿久根港については昭和29年10月13日以降、阿久根市長においてこれを徴收することになりましたので、皆様の御理解とお協力をお願いいたします。

漁港使用料

一、けい船又は荷役のため、岸壁及び物揚場を使用するとき。

イ 地元の動力漁船の場合

登録屯數	一年につき
五屯未滿	百圓
五屯以上一〇屯未滿	二百圓
一〇屯以上二〇〃未滿	三百圓
二〇屯以上三〇〃未滿	四百圓
三〇屯以上五〇〃未滿	六百圓
五〇屯以上	八百圓

ロ 外來の動力漁船の場合

登録屯數	一日につき
一〇屯未滿	二〇圓
一〇屯以上二〇〃未滿	三〇圓
二〇屯以上三〇〃未滿	四〇圓
三〇屯以上五〇〃未滿	五〇圓
五〇屯以上	七〇圓

ハ 漁船以外の船舶の場合

① 地元の船舶は

登録屯數	一年につき
五噸未滿	二百圓
五噸以上一〇噸未滿	三百圓
一〇噸以上二〇噸未滿	四百圓
二〇噸以上三〇〃未滿	五百圓
三〇噸以上五〇〃未滿	七百圓
五〇噸以上	一千圓

② 外來の船舶は

登録頓數	一日につき
一〇頓未滿	三〇圓
一〇屯以上二〇〃未滿	四〇圓
二〇屯以上三〇〃未滿	五〇圓
三〇屯以上五〇〃未滿	六〇圓
五〇屯以上	八〇圓

二、野積場（縣有土地）を使用するとき

	一坪につき	
五日以内	一日	一圓
六日以上一〇日以内	〃	二圓
十一日以上	〃	三圓

三、工作物の建設、土砂の採取その他水面の一部を使用するとき

一ヵ月　一坪につき　一圓

備考　一年未滿は一年、一ヵ月未滿は一月、一日未滿は一日、一坪未滿は一坪として計算する。

市職員の定數について

市民の皆さんがいろ〳〵の用件で市役所にこられまして先づ、目につかれるのは市役所職員の多い事であると思われる様子で、溫泉や床屋談義で私に對し質問された方が多いのであります。

至極御尤もの事で、私共も議會に籍をおく以前は質問される方と同様な考えを持つた事もあつたのでありますが、現在立入つてみれば市民の福祉の爲の各課の事務分量等は、成程とうなづけるのであります。

市職員の定數は、現在一五七人でありまして、此の内市長の事務部局の職員（收入役室、總務、税務、調査、商工水産、戸籍、水道、福祉、土木、耕地、農林）一〇八人、その他（議會、教委、監査、選管、農委、消防、學校）四九人となつて居り、市民三一、二二三人に對する職員一人の受持つ人員は、定數一五七人で割れば一九九人、市長の事務部局の職員一〇八人で割れば、二八九人を受持つことになります。之を川内、串木野、枕崎、鹿屋市と比較した場合は、別表の通りでありまして

市民の數に應じて職員が一番少ないのは鹿屋市、次が阿久根、串木野、枕崎、川内市の順であつて當市は串木野、枕崎、川内市より職員一人当り約六〇人も多く受持つている勘定となるのであります

鹿屋市より市民を受持つ人數の少ないのは、鹿屋市は自衛隊員約五千人を持つ關係で之を市人口に加算した爲によるものと思うのであります。

以上の様な對比から推察していたゞけば、如何に阿久根市職員が手一ぱいに働いているかゞ御判りになると思います。然し乍ら一面職員の少い事がとりえであるとばかりは云えない面も吾々は考へなければならないと思うのであります。市職員が少い爲に遠方からこられた方が、用件が甚だしくおくれたり、其の日にすまず二日掛りで用を濟せる様な事が若しあるとすれば、皆さんは非常に迷惑される譯で、これでは職員の少い事が却つて皆さんの生産をはゞむ結果となることを心すべきであると思考されます。たとえば農業委員會の事務部局の職員にしても、串木野市七名枕崎市の九名に對し、阿久根は五名であつて耕地面積、農家戸數、筆數も當市がはるかに多い現狀からして、果して遲滞なく事務が行われているかが案じられるのであります。

本市の産業では何んといつても農業が王座を占めているのでありまして、従つて農業委員會の事務も繁忙であることは申上げるまでもないのであります。

又消防の定員にしても當市が一番少く僅かに二名であり、他市より立遅れているわけで今度議會で採上げて、只今皆さんの要望を充分に盛つた消防組織の強化と施設の充實を圖るべく、總務委員會で立案している次第であります。

市職員の定數を増減するには市長が独断では出來ないのでありまして、すべて議會に提案せられ、議決してはじめて市長が措置するのであります。御承知の通り、國の財政緊縮のしわよせで、本市に於ても地方交付税や起債の減額等、壹千數百万圓の予算更生を余儀なくせねばならぬ今日に於て、特に市長は切詰めた職員を以て事務能率を最高度に發揮することに専念して居られる事は齊しく認むる處であるが、中には「親の心、子知らず」の者が無きにしもあらずと思われるので、此際特に財政窮迫の實狀を末端職員によく認識せしめ以て市民各位の負託に應える様、緊褌一番の時期であると思うのであります。

私共も皆さんの代弁者として当局に協力するは勿論、時局の認識に徹しバツヂに恥ぢぬ様な行動をなすべきであると思います。

市議會總務委員長　船　元

縣内各市の予算と職員の比較

29年4月1日現在

市名	人口	一般會計予算	特別會計予算	議會費	市役所費	市長の事務部局		議會		教育委員會		監査委員會		選管委員會		農業委員會		消防		公平委員會		學校		計		職員1對市民比	
		千円	千円	千円	千円	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	市長の事務部局	全職員對比
阿久根市	31.223	139.461	11.045	4.336	21.489	108	100	5	5	12	12	1	1	1	1	5	5	2	1	0	0	23	23	157	148	289	199
川内市	48.232	250.588	69.122	5.422	52.360	215	187	7	7	19	17	2	2	2	2	17	17	18	18	1	1	38	32	319	283	224	151
串木野市	35.542	168.307	9.524	5.259	38.274	156	138	6	6	15	15	1	1	2	2	7	7	15	15	1	1	28	28	231	213	228	154
枕崎市	35.939	266.073	72.394	5.663	41.000	158	158	8	7	14	13	2	1	2	2	9	8	18	18	1	1	24	21	236	229	227	152
鹿屋市	64.224	222.401	31.777	6.224	49.733	196	196	5	5	22	22	2	2	3	3	10	10	16	16	不明		52	52	306	306	327	210

11月主婦のメモ

衣類の手入をしましよう

秋は衣類の虫干しに絶好の時です。一般に土用干しと云いますが本當は十月から十一月の濕氣の少い今頃が一番良いのです。冬物、夏物を一日全部出して虫干しを致しましよう

手入れの仕方一つで衣類の壽命は左右されるものです。

㋑濕氣のある日はさけ、天氣の良い日と云うよりむしろ乾燥した風のある日即ち北風西風の吹く日が好い

㋺必ず陰干しにする。着物は直接日光にあてゝはならないが、若しあてねばならない時は、衣類を取入れて充分に冷して後藏うこと、余熱のあるまゝに直ぐ藏うと反應作用で一、二時間後には以前よりも濕氣をよんでしまいます。

㋩タンスの中にも一應陽光を通すこと。

㋥カビのでゝいるものは先づ濡れ手拭いでふき、更にさく酸をうすめたもの（なめて酸味を感ずる程度）を手拭いに浸してもう一度ふき、その周圍に薄いさく酸液の霧を吹きかけ、風通しの良いところに干します。

㋭虫干したものをしまう時はナフタリンを薄い紙か脱脂綿に包んでタンスの四隅と中央に一ヵ所入れておくこと。

農繁期は保存食で

稔りの秋をむかえ、稲の收穫期に入りま※

※したが、忙しくなるとつい食生活の方はおろそかになりがちです。こんどの農繁期は是非「農繁期のしおり」（改良事務所より部落婦人會長え渡してある）を活用なさつて、戸棚をあければいつでも二品三品の保存食がある様に心掛けて下さい健康な体あつてこその穫入れと思います。栄養をつけながら働きましよう。

11月の野菜栄養価表（100グラム中の含有量）

食品名		甘藷	大根	白菜	法蓮草	人参	葱	牛蒡
カロリー		115	16	13	23	41	29	31
蛋白質	g	1.41	1.1	1.4	3.6	1.9	1.5	4.1
脂肪	g	0.23	0	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1
含有炭素	g	26.21	3.7	2.0	2.8	9.1	6.1	5
灰分	g	0.47	0.6	0.8	1.6	1.0	0.5	0.7
カリシウム	mg	0.012	12	14	9	11	7	2
鐵	mg	0.005	1	2	13	2	1	2
ビタミン	A（IU）	10	0	100	8003	13500	400	0
	B1 mg	120	0.03	0.06	0.12	0.1	0.05	0.03
	B2 mg	50	0.02	0.05	0.3	0.05	0.1	0.05
	C mg	20	20	40	150	10	25	2

三市、出薩地区の自衛官募集

阿久根試驗場一次銓衡終る

阿久根市、川内市、出水市、薩摩郡、出水郡各町村からの自衛官應募者を銓衡する第一次試驗は、去る十月二十二日から二十六日まで五日間に亘り、市公民館に於て行われたが結果の概要は次の通りであつた。

應募者總數	八〇九名
不參加	一五〇名
第一次合格者	五二二名
不合格者	一三七名

◎各地區別應募者數

川内市	一二九名
出水市	七一名
薩摩郡	四一一名
出水郡	一二一名

本市の分は

應募者數	七七名
不參加	五名
第一次合格者	六〇名

尚この第一次合格者の中から更に銓衡の上本採用となるものである

畜協だより

肉牛品評會とセリ市

十月二十二日市家畜市場に於て、午前九時より肉牛の品評會、午後一時より肉牛セリ市が開かれ、出場頭數八三頭にのぼり、非常な盛況をみたが、取引價格は前回よりやゝ低調であつた。當日の模様は次の通り、

※肉牛品評會

◎牝（出場頭數三九）

一等	木佐木野	西牟田弘
〃	尻無	尻無仁之助
二等	〃	大田津兎吉
〃	枦	松林三千年
〃	飛松	飛松新太郎
〃	的場	花木宗助
三等	馬場	片野吉助
		外五名
四等	佐潟	冨吉貞雄
		外一〇名

◎牡（出場頭數四四）

一等	飛松	新枦傳吉
二等	内田	黒薮市助
〃	枦	枦與吉
三等	桑原城	兒玉政則
		外三名
四等	中村	山口源次
		外九名

※肉牛セリ市

出場頭數	一四八頭
賣却頭數	一二二頭
總賣上價格	八〇九、三〇〇圓
最高	九三、〇〇〇圓
最低	三六、〇〇〇圓
總平均	六七、四〇〇圓

仔豚市場

最高七千円

好値をつゞける肉豚の影響を受け、仔豚の取引も益々活溌な動きをしめし、デフレ下の農村經濟をうるほし、農閑期的にも潤澤な飼料源と相俟つて本市畜産振興に大きな役割を果しつゝある。

十月中に於けるセリ市場の狀況は、

出場頭數	一八二頭
賣却頭數	一四三頭
總賣上價格	六五九、〇五〇圓
最高	七、〇〇〇圓
最低	二、九〇〇圓
總平均	四、七三〇圓

發行所
阿久根市役所
（TEL）24・140・237
編輯
調査課

告示第二十一号

地方自治法第二百四十四條並に阿久根市財政事情の作成及び公表に關する條例に基いて市の財政事情を次の様に公表する。

昭和二十九年十一月二十日

阿久根市長　松田　進

予想される才入不足

市の財政事情はこうです

今回公表いたします財政事情は昭和二十九年度上期分（四月から九月まで）であります

市財政の動向

昭和二十九年度予算は当初一三九、四六一、〇七八圓でありましたがその後一五、〇八二、五七〇圓を追加して、九月末現計予算は一五四、五四三、六四八圓であります（費目別予算額は第一号表参照）追加予算の内譯は次の通りで、その大部分が二十八年度事業の繰越しであります。

繰越事業分

一、教育費	
阿小改築費（鐵筋）	七、九〇七、一八〇圓
大中増築費（木造）	四、〇五二、二一〇圓
二、社會及勞働施設費	
市營住宅建築費（鐵筋）	二、二三四、九六〇圓
計	一四、一九四、三五〇圓

その他

一、市役所費	
前土木課長退職による退職手當及遺族扶助料	二〇三、三〇〇圓
二、教育費	
小、中学校使丁退職手當	三五、一九〇圓
三、産業經濟費	
交換分合事業費	七七、九八〇圓
動力撒粉機購入費	四八、〇〇〇圓
柑橘無病地帯設置奨勵費	九〇、〇〇〇圓
集團展示圃設置補助金	五、〇〇〇圓
たばこ乾燥室設置補助金	一四、〇〇〇圓
種豚登録手數料	二、〇〇〇圓
縣漁業信用基金組合出資金	二〇〇、〇〇〇圓
大島、折口海岸松毛虫防除費	一九五、〇〇〇圓
四、財産費	
市營住宅敷地借料	一〇、〇〇〇圓
五、統計調査費	
事業所センサス諸費	四、九〇〇圓
六、諸支出金	
自衛官募集事務費	二、八五〇圓

以上の支出に対する財源は

◎特定財源として	
一、國庫支出金	
學校建築補助金	六、一四三、三〇〇圓
市營住宅建築補助金	一、一一四、〇〇〇圓
統計調査補助金	四、九〇〇圓
自衛官募集事務委託金	二、八五〇圓
二、縣支出金	
柑橘無病地帯設置補助金	四〇、〇〇〇圓
松毛虫防除補助金	一六一、三〇〇圓
三、寄附金	
學校建築寄附金	三一八、五〇〇圓
◎一般財源として	
一、市税（たばこ消費税創設による増加額）	一、一八〇、三二〇圓
二、繰越金	六、一一七、四〇〇圓

を充てたのでありますが、繰越金についてはさきに（六月二十日廣報参照）説明いたしました様に、繰越事業の財源中特定財源（國庫支出金、寄附金）を除いた分を一般財源分として繰越金で一應予算化したのでありますが實際の繰越額は三、〇七三、五六七圓で三、〇三九、六二五圓は不足するのでありまして二十八年度の赤字を二十九年度に持越した額でありますが、併しこれは財源措置としては不健全でありますので財源の都合つき次第繰越實額まで消して行きたいと思う次第であります。

（第1号表）　昭和29年度上期（9月末現在）　一般会計予算並に執行狀況

歳入

費目	当初予算	追加	9月末現在予算總額	予算執行額	對予算執行割合	予算殘額
市税	30·902·170	1·180·320	32·082·490	17·908·238	55·82%	14·174·252
地方交付税	33·600·000	0	33·600·000	18·665·000	55·55	14·935·000
公營企業及財産收入	1·278·968	0	1·278·968	94·713	7·41	1·184·255
使用料及手數料	2·851·500	0	2·851·500	1·430·026	50·15	1·421·474
國庫支出金	42·690·251	7·265·050	49·955·301	11·493·650	23·01	38·461·651
縣支出金	1·408·377	201·300	1·609·677	49·280	3·06	1·560·397
寄附金	6·022·395	318·500	6·340·895	820·470	12·94	5·520·425
繰越金	1	6·117·400	6·117·401	3·073·567	50·24	3·043·834
雜收入	907·416	0	907·416	1·622·373	173·97	△ 714·957
市債	19·800·000	0	19·800·000	0	0	19·800·000
計	139·461·078	15·082·570	154·543·648	55·157·317	35·69	99·386·331

歳出

費目	当初予算	追加	9月末現在予算總額	予算執行額	對予算執行割合	予算殘額
議會費	4·336·306	0	4·336·306	1·895·091	43·70%	2·441·215
市役所費	21·489·890	203·300	21·693·190	9·226·960	42·53	12·466·230
消防費	4·704·010	0	4·704·010	2·213·789	47·06	2·490·221
土木費	19·314·115	0	19·314·115	747·969	3·87	18·566·146
教育費	32·241·744	11·994·580	44·236·324	13·554·458	30·64	30·681·866
社會及勞働施設費	31·641·587	2·234·960	33·876·547	11·065·275	32·66	22·811·272
保健衞生費	2·034·854	0	2·034·854	809·139	39·76	1·225·715
産業經濟費	14·821·852	436·980	15·258·832	3·889·044	25·49	11·369·788
財産費	282·280	205·000	487·280	204·321	41·93	282·959
統計調査費	567·310	4·900	572·210	191·629	33·49	380·581
選擧費	531·680	0	531·680	227·443	42·78	304·237
公債費	5·350·000	0	5·350·000	2·387·705	44·63	2·962·295
諸支出金	2·045 450	2·850	2.048.300	409·108	19·97	1·639·192
予備費	100·000	0	100.000	0	0	100·000
計	139·461·078	15·082·570	154·543·648	46·821·931	30·30	107.721·717

收入支出の狀況

總予算額一五四、五四三、六四八圓に對して才入は五五、一五七、三一七圓（三五、六九％）才出は四六、八二一、九三一圓（三〇、三〇％）の支出でありまして、年度前半としては適宜な執行狀況と云えるわけであり、前年同期の才入三一、〇六％、才出二六、六八％に比しては相當上廻つていますが、これは繰越事業がその性質上前半期に執行された結果であります。

費目別執行狀況は第一号表の通りでありますが、人物費その他義務的經費を主とする議會費、市役所費選擧費公債費と消防自動車を購入した消防費が何れも四〇％を超え、その他も大方三〇％を超えているが、公共事業や奨勵、補助を主とする土木費、産業經濟費等年度末に支出が集中される傾向のある費目は非常に低率で、土木費の如きは僅かに三、八七％を執行しているにすぎない狀況であります。

才入面では市税、地方交付税、使用料及手数料が何れも五〇％を超えて順調でありますが、雜收入は既に予算額の倍近い率を示していますが、これは予算化していなかつた郡有林の拂下配分金が收入されたからであります。

國、縣支出金、寄附金等事業經費の財源は事業の施行に伴うので勢い年度末に集中されるわけであり、同じく事業財源に充當される市債も殆ど年度末すれ〳〵にしか借用出來ないのが從來の例であります。

九月末現在における才入現計五五、一五七、三一七圓、才出現計四六、八二一、九三一圓で差引八、三三五、三八六圓の余有があるわけで、差當りの諸支拂には支障はないのでありますが、學校建築その他大口の拂出しが控えていますので決して樂觀出來ない狀態であります

市財政の見通し

二十八年度の實質赤字三百万圓を抱えて二十九年度は例年にない苦しいスタートでありました。この赤字解消を目途として鋭意財源の有効運用と、消耗經費の節約に努めていたのでありまして、一部減少の見通しもあつたのでありますが、本市の一般財源として最高の率をもつ地方交付税（昨年度までは平衡交付金）の本年度交付額が決定するに及んで、この希望は全く斷ち切られてしまつたのであります。即ち本年度普通交付税は二三八八万圓で、對前年約七〇〇万圓、對予算約九〇〇万圓の不足が略確實となつたのでありまして從來高い依存度をもつ本市財政には致命的な打擊であつたといえるのであります。

この交付税の代り財源は殆どなく、然も政府の緊縮政策のしわ寄せは漸次地方財政を壓迫し更に起債にも相當の壓縮が予想せらるゝ狀態となつては、二十八年度分の赤字を加えて一七〇〇万圓程度の才入欠陥が見込まれるのであります。

今後の市財政は、新規の需要が約七〇〇万圓位見込まれるのでありますが、これに對しては市税その他で、大体賄い得る見込でありますので、結局既定予算の才入欠陥一七〇〇万圓を如何に縮少して行くかが今後の宿題であります。どの程度予算の節約が出來るかにかかつているのでありまして、現在の見通しでは七〇〇万圓の前後節約が出來るものとして一〇〇〇万圓前後の赤字はやむを得ない狀況に立至つたと考へられる狀況であります。

市民負担の狀況

市財源のうち市民に負担していたゞくのは市税でありまして、二十九年度は現在約三二〇〇万圓、總予算の約二〇％を計上しておりますが、年度末までには尚追加の予定であり又、他の費目の整理もありますので、大体市財源の二五％程度が市民の負担分と考えて差支えない様であります

税制改革等のため二十九年度調定額の決定は後れたのでありますが、税目別の調定額は大体第二号表に示す通りであります。

總額に於て二十八年度の三一〇〇万圓に對して約七二〇万圓増加して三八二〇万圓程度となり、人口一人當においても二十八年度の九七八圓に對して一二〇三圓で一人當二二五圓の増加となつております。増加の主なる原因は税制改革によるたばこ消費税の創設、固定資産税の平均評價の引上、電氣ガス税の使用料増加による増加等であります。

（第2号表）

昭和29年度　市税調定見込額對市民平均負担額

税目	調定見込額	納税義務者數	納税義務者1人当負担額	人口1人当負担額
市民税法人分	1·321·349	58	22·781	41
市民税個人分	9·533·291	8·374	1·138	300
計	10·854·640	8 432	1·287	341
固定資産税	18 636·730	10·200	1·827	586
自轉車荷車税	1·317·203	6·205	212	41
たばこ消費税	3·910·550	1		123
電氣ガス税	2·762·875	1		86
鑛産税	90·600	1		3
木材引取税	480·000	95	5·052	15
入湯税	109.860	2		3
犬税	80 000	400	200	3
計	38·242·458		1·132	1·203

28年度調定額31·058·006（前年對増7·236·652·1人当225圓増）

（以下二面え續く）

市街地の歩廊建築は標準規格で

市街地の美化を圖り併せて觀光阿久根の面目を一新するために、今回市に於て歩廊建築物については、一定の標準規格を定め統一を圖ることにし、規格による設計書を作成し、建築主の必要枚數を實費で配付することになつたので、今後建築される方は市土木建築課に連絡の上正當の手續を經て建築されたい。

なお一般建築についても無届建築は違反であり、必らず届出を勵行して下さい。